(お知らせ)

### 柏崎刈羽原子力発電所の排気筒などにおける 微量な放射性ヨウ素の検出について(続報)

平成23年4月26日東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

当所は、各建屋から排気される空気を一週間フィルタで捕集して実施する定期測定において、平成23年3月24日以降、全号機の排気筒や、3、5、6号機のサービス建屋排気口、荒浜側補助建屋排気口で、検出限界値をわずかに超えるヨウ素131を検出しております。

当所のプラントにおいて異常は確認されておらず、当社福島第一原子力発電所の事故の影響で大気に放出されたヨウ素 131 が捕集され、検出したものと考えております。

これまでの測定値は、周辺環境へ大きな影響を与えるものではありません。 (平成23年3月24日、4月1日、4月19日お知らせ済み)

当所は、引き続き、各建屋の排気筒や排気口から排気される空気を一週間フィルタで捕集し定期測定を行っておりますが、本日、2、4、5、6 号機の排気筒、5 号機のサービス建屋排気口、および荒浜側補助建屋排気口で、最大で $6.7\times10^{-9}$ ベクレル/ $cm^3$ のヨウ素 131 を検出しました。これまでに検出された最大値  $2.4\times10^{-8}$ ベクレル/ $cm^3$ を超えるものではありません。

複数のプラントの排気筒などにおいて同時にヨウ素 131 を検出したことや、運転中のプラントの状況や原子炉水中のヨウ素 131 の濃度に異常はないことから、これまでと同様に、当社福島第一原子力発電所の事故の影響で大気に放出されたヨウ素 131 が捕集され、検出したものと考えております。

なお、発電所敷地境界に設置された空間線量率を測定するモニタリングポストやモニタリングポスト脇に設置してあるダスト放射線モニタ\*の指示値は通常の変動の範囲内であり、周辺環境へ影響を与えるものではありません。

以上

添付資料:柏崎刈羽原子力発電所 ヨウ素 131 測定結果 柏崎刈羽原子力発電所 放射性ヨウ素の検出箇所

#### \* ダスト放射線モニタ

発電所敷地境界近傍で空気中の塵を連続的に集塵し、含まれている放射能を測定している計測器。3箇所のモニタリングポスト脇に設置されている。

# 柏崎刈羽原子力発電所 ヨウ素131の測定結果

#### [排気筒および建屋排気口]

測定場所		①ヨウ素131 (Bq/cm³)	②検出限界濃度 (Bq/cm³)	③空気中の濃度限度 Bq/cm <sup>3</sup> (告示濃度)
排気筒	1 号機	検出限界未満	4.8×10 <sup>-9</sup>	
	2 号機	6.7×10 <sup>-9</sup>	4.7×10 <sup>-9</sup>	
	3 号機	検出限界未満	4.9×10 <sup>-9</sup>	
	4 号機	5. 3×10 <sup>-9</sup>	4. 4×10 <sup>-9</sup>	
	5 号機	4. 6×10 <sup>-9</sup>	3. 4×10 <sup>-9</sup>	
	6号機	5. 4×10 <sup>-9</sup>	4. 7 × 10 <sup>-9</sup>	
	7 号機	検出限界未満	4. 8 × 10 <sup>-9</sup>	5 × 10 <sup>-6</sup>
サービス建屋 排気口	3号機	検出限界未満	4. 6 × 10 <sup>-9</sup>	
	5号機	5. 6 × 10 <sup>-9</sup>	3. 4×10 <sup>-9</sup>	
	6号機	検出限界未満	5. 0 × 10 <sup>-9</sup>	
荒浜側補助建屋排気口		6. 2 × 10 <sup>-9</sup>	4. 5 × 10 <sup>-9</sup>	
荒浜側焼却建屋排気筒		検出限界未満	4. 9 × 10 <sup>-9</sup>	
大湊側焼却建屋排気筒		検出限界未満	4. 9 × 10 <sup>-9</sup>	

# 柏崎刈羽原子力発電所 放射性ヨウ素の検出箇所

